

地基企第16号
平成28年3月17日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理 事 長 丸 山 淑 夫
(公 印 省 略)

補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正について（通知）

補償の請求書等の様式に関する規程（平成6年地基規程第1号）の一部を別添のとおり改正しましたので、その実施に遺漏のないように願います。

補償の請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

(平成二十八年三月十七日地基規程第四号)

補償の請求書等の様式に関する規程(平成六年地基規程第一号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号及び第四号の(教示)を次のように改める。

(教示)

1 支部審査会への審査請求

この決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会(以下「支部審査会」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え(下記3)は、審査請求の前置規定(地方公務員災害補償法第56条)により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記 1 の審査請求をした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないときは、判決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記 1）に対する支部審査会の判決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができません。ただし、その判決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の判決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記 1 の審査請求をした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記 2）をした場合には、その判決を経る前又はその判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その判決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

国民年金法第二十号の「注意事項」の(一)の「その写」の(一)「(未支給の補償が年金たる補償であるとき又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」及び「四、三、三の(2)のイ、ロ、ハ、三の(3)及び3の」及び「から」に於ける。

国民年金法第二十号の「(教示)を次のようにする。」
(教示)

1 支部審査会への審査請求

この決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会(以下「支部審査会」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の訴え(下記3)は、審査請求の前置規定(地方公務員災害補償法第56条)により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算

して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないときは、判決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の判決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。ただし、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の判決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができません。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その判決を経る前又はその判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式第二十九号から第三十三号の（教示）を次のように定める。
（教示）

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁

決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができません。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別添様式第34号及び第35号の（教示）を次のように知る。

（教示）

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会（以下「支

部審査会」といいます。) に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え(下記3)は、審査請求の前置規定(地方公務員災害補償法第56条)により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

- (1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」といいます。) に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

- (1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求(上記1) に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として(基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。) 、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起

することができません。

- ① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - ② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他支部審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 審査会に対して再審査請求(上記2)をした場合には、その判決を経る前又はその判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

引継ぎを継三十七の(教示)を次のように行なう。(教示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会(以下「支部審査会」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え(下記3)は、審査請求の前置規定(地方公務員災害補償法第56条)により、審査請求に対する支部審査会の判決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

- (1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

- (1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

「義務教育法」第47条の2（注意事項）の2（一）中「義務教育学校」及び「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に相当する。

別添資料第五十二号中

5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（義務教育学校の在学者を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
--------	---

及び

5 添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
--------	---

及び

同〔注意事項〕の3の(1)中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の別紙様式第二十六号、別紙様式第四十七号及び別紙様式第五十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改 正 後

改 正 前

様式第3号

公務災害認定通知書

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

公務災害の認定について

平成 年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務.....の災害と認定したので、通知します。

	記
被災職員の所属団体及び所属部局名
被災職員の氏名
認定番号
災害発生年月日	平成 年 月 日
傷病名

理由

様式第3号

公務災害認定通知書

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

公務災害の認定について

平成 年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務.....の災害と認定したので、通知します。

	記
被災職員の所属団体及び所属部局名
被災職員の氏名
認定番号
災害発生年月日	平成 年 月 日
傷病名

理由

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号

通 勤 災 害 認 定 通 知 書

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

通勤災害の認定について

平成 年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、通勤災害 (該当) と認定したので、通知します。

記

被災職員の所属団体
及び所属部局名

被災職員の氏名

認定番号

災害発生年月日

傷病名

理 由

様式第4号

通 勤 災 害 認 定 通 知 書

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

通勤災害の認定について

平成 年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、通勤災害 (該当) と認定したので、通知します。

記

被災職員の所属団体
及び所属部局名

被災職員の氏名

認定番号

災害発生年月日

傷病名

理 由

(教 示)1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第26号

未支給の補償請求書
未支給の福祉事業申請書

		認定 番号					
地方公務員災害補償基金.....支隊長 殿		請求(申請)年月日 平成 年 月 日					
下記の未支給の補償(福祉事業)の支給を 請求(申請)します。		請求(申請)者の 住所		氏名			
		死亡した受給 権者との関係					
1 死亡した 受給権者	氏 名						
	死亡年月日	平成 年 月 日					
2 未支給の 補 償	種 類	(年金たる補償のときは 第 号)					
	請求金額	円					
3 未支給の 福祉事業	種 類						
	申請金額	円					
4 送金希望の場合	振 込 手 送金希望の場合	振込先金融 機 関 名	銀行	支店	*受 理	平成 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金				*決定金額	補 償 円 福祉事業 円
		口座番号			*通 知	平成 年 月 日	
	預金名義者						
	送金小切手	受取先金融 機 関 名	銀行	支店			
	その他					*支 払	平成 年 月 日

- 【注意事項】
- この請求(申請)書は、未支給の補償及び福祉事業を請求(申請)する場合に用いること。
 - 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
 - この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写(未支給の補償が年金たる補償であるときは又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定によりその者に係る補償保存本人確認書類の提供を受けることができるときは、この限りでない。)
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
 - この申請書には、3の(1)から(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第26号

未支給の補償請求書
未支給の福祉事業申請書

		認定 番号					
地方公務員災害補償基金.....支隊長 殿		請求(申請)年月日 平成 年 月 日					
下記の未支給の補償(福祉事業)の支給を 請求(申請)します。		請求(申請)の住所		氏名			
		死亡した受給 権者との関係					
1 死亡した 受給権者	氏 名						
	死亡年月日	平成 年 月 日					
2 未支給の 補 償	種 類	(年金たる補償のときは 第 号)					
	請求金額	円					
3 未支給の 福祉事業	種 類						
	申請金額	円					
4 送金希望の場合	振 込 手 送金希望の場合	振込先金融 機 関 名	銀行	支店	*受 理	平成 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金				*決定金額	補 償 円 福祉事業 円
		口座番号			*通 知	平成 年 月 日	
	預金名義者						
	送金小切手	受取先金融 機 関 名	銀行	支店			
	その他					*支 払	平成 年 月 日

- 【注意事項】
- この請求(申請)書は、未支給の補償及び福祉事業を請求(申請)する場合に用いること。
 - 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
 - この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
 - この申請書には、3の(1)、3の(2)のイ、ロ、ハ、3の(3)及び3の(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第27号

療養補償決定通知書

認定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

療養補償の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求のあった療養補償について、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支 給
 不 支 給

理 由

.....

.....

.....

1 受給権者の氏名

2 支払金額

3 支払の場所及び方法

4 支払日(振込日) 平成 年 月 日

5 委任に基づく受領者 住 所

.....

.....

.....

6 そ の 他

.....

様式第27号

療養補償決定通知書

認定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

..... 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

療養補償の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求のあった療養補償について、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支 給
 不 支 給

理 由

.....

.....

.....

1 受給権者の氏名

2 支払金額

3 支払の場所及び方法

4 支払日(振込日) 平成 年 月 日

5 委任に基づく受領者 住 所

.....

.....

.....

6 そ の 他

.....

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号の2

介護補償決定通知書

	認定 番号	
平成 年 月 日		
----- 殿 地方公務員災害補償基金 支部長 印		
介護補償の決定について		
平成 年 月 日付けをもって請求のあった介護補償について、 審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給		
<input type="checkbox"/> 不支給		
理 由	----- ----- ----- -----	
1 受給権者の氏名	-----	
2 補償期間	平成 年 月 から 平成 年 月 までのうち 月 分	
3 支払金額	----- 円	
4 支払の場所及び方法	-----	
5 支払日(振込日)	平成 年 月 日	
6 その他	----- -----	

様式第27号の2

介護補償決定通知書

	認定 番号	
平成 年 月 日		
----- 殿 地方公務員災害補償基金 支部長 印		
介護補償の決定について		
平成 年 月 日付けをもって請求のあった介護補償について、 審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給		
<input type="checkbox"/> 不支給		
理 由	----- ----- ----- -----	
1 受給権者の氏名	-----	
2 補償期間	平成 年 月 から 平成 年 月 までのうち 月 分	
3 支払金額	----- 円	
4 支払の場所及び方法	-----	
5 支払日(振込日)	平成 年 月 日	
6 その他	----- -----	

(教 示)1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第28号

葬祭補償決定通知書

認定 番号	
平成 年 月 日	
----- 殿 地方公務員災害補償基金 支部長 印	
葬祭補償の決定について	
平成 年 月 日付けをもって請求のあった葬祭補償について、 審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	理由 ----- ----- ----- -----
1 被災職員の氏名	-----
2 受給権者の氏名	-----
3 平均給与額	-----円
4 支払金額	-----円
5 支払の場所及び方法	-----
6 支払日(振込日)	平成 年 月 日
7 その他	----- -----

様式第28号

葬祭補償決定通知書

認定 番号	
平成 年 月 日	
----- 殿 地方公務員災害補償基金 支部長 印	
葬祭補償の決定について	
平成 年 月 日付けをもって請求のあった葬祭補償について、 審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	理由 ----- ----- ----- -----
1 被災職員の氏名	-----
2 受給権者の氏名	-----
3 平均給与額	-----円
4 支払金額	-----円
5 支払の場所及び方法	-----
6 支払日(振込日)	平成 年 月 日
7 その他	----- -----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第29号

休業補償
休業援護金 決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

休業補償
休業援護金 の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求（申請）のあった休業補償及び休業援護金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 支給
- 不支給

理由 -----

- 1 受給権者の氏名 -----
- 2 補償期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までのうち ___日間
- 3 平均給与額 -----円
- 4 支払金額 -----円内訳 { 休業補償 -----円
休業援護金 -----円
- 5 支払の場所及び方法 -----
- 6 支払日（振込日） 平成 年 月 日
- 7 その他 -----

様式第29号

休業補償
休業援護金 決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

休業補償
休業援護金 の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求（申請）のあった休業補償及び休業援護金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 支給
- 不支給

理由 -----

- 1 受給権者の氏名 -----
- 2 補償期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までのうち ___日間
- 3 平均給与額 -----円
- 4 支払金額 -----円内訳 { 休業補償 -----円
休業援護金 -----円
- 5 支払の場所及び方法 -----
- 6 支払日（振込日） 平成 年 月 日
- 7 その他 -----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。

(教 示)

1 この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。

様式第30号

傷病補償年金 傷病特別支給金決定通知書 傷病特別給付金	認定 番号	
-----------------------------------	----------	--

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

傷病補償年金
傷病特別支給金 の決定について
傷病特別給付金

----- について、審査の結果、下記のとおり決定
したので、通知します。

記

受給権者の氏名 -----

一 傷病補償年金

1 支給金額 ----- 円
()

2 平均給与額 ----- 円

3 傷病等級 第-----級

4 年金証書の番号 第-----号

5 支給開始年月 平成-----年-----月

二 傷病特別支給金

1 支給金額 ----- 円

2 支払の場所及び方法 -----

3 支払日(振込日) 平成-----年-----月-----日

三 傷病特別給付金

1 支給金額 ----- 円

2 支給開始年月 平成-----年-----月

四 理 由 -----

五 そ の 他 -----

様式第30号

傷病補償年金 傷病特別支給金決定通知書 傷病特別給付金	認定 番号	
-----------------------------------	----------	--

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

傷病補償年金
傷病特別支給金 の決定について
傷病特別給付金

----- について、審査の結果、下記のとおり決定
したので、通知します。

記

受給権者の氏名 -----

一 傷病補償年金

1 支給金額 ----- 円
()

2 平均給与額 ----- 円

3 傷病等級 第-----級

4 年金証書の番号 第-----号

5 支給開始年月 平成-----年-----月

二 傷病特別支給金

1 支給金額 ----- 円

2 支払の場所及び方法 -----

3 支払日(振込日) 平成-----年-----月-----日

三 傷病特別給付金

1 支給金額 ----- 円

2 支給開始年月 平成-----年-----月

四 理 由 -----

五 そ の 他 -----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

[注意事項]

記の一の「2 平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。

〔注意事項〕

記の一の「2 平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕

様式第31号

障害補償
障害特別支給金
障害特別援護金
障害特別給付金
決定通知書

認定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償
障害特別支給金
障害特別援護金
障害特別給付金
の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求(申請)のあった-----
について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
 不支給
理由 -----

受給権者の氏名 -----

一 障害補償 -----
() -----

平均給与額 ----- 円
障害等級 ----- 級 ----- 号

1 年金支給金額 ----- 円
(1) 年金証書の番号 ----- 号 ----- 号
(2) 支給開始年月 平成 ----- 年 ----- 月

2 一時金支払金額 ----- 円
(1) 支払の場所及び方法 -----
(2) 支払日(振込日) 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

二 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金
障害特別支給金 ----- 円
障害特別援護金 ----- 円
障害特別給付金(年金・一時金) ----- 円

1 支払の場所及び方法(一時金) -----
2 障害特別支給金 } 支払日(振込日) 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日
障害特別援護金 }
障害特別給付金(一時金) }

3 障害特別給付金(年金)支給開始年月 平成 ----- 年 ----- 月

三 その他 -----

様式第31号

障害補償
障害特別支給金
障害特別援護金
障害特別給付金
決定通知書

認定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償
障害特別支給金
障害特別援護金
障害特別給付金
の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求(申請)のあった-----
について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
 不支給
理由 -----

受給権者の氏名 -----

一 障害補償 -----
() -----

平均給与額 ----- 円
障害等級 ----- 級 ----- 号

1 年金支給金額 ----- 円
(1) 年金証書の番号 ----- 号 ----- 号
(2) 支給開始年月 平成 ----- 年 ----- 月

2 一時金支払金額 ----- 円
(1) 支払の場所及び方法 -----
(2) 支払日(振込日) 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

二 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金
障害特別支給金 ----- 円
障害特別援護金 ----- 円
障害特別給付金(年金・一時金) ----- 円

1 支払の場所及び方法(一時金) -----
2 障害特別支給金 } 支払日(振込日) 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日
障害特別援護金 }
障害特別給付金(一時金) }

3 障害特別給付金(年金)支給開始年月 平成 ----- 年 ----- 月

三 その他 -----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意事項)

記の一の「平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕

〔注意事項〕

記の一の「平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕

様式第32号

様式第32号

遺族補償
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金

決定通知書

郵定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

----- 照 -----

地方公務員災害補償基金 支部長 印

遺族補償
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金

の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求(申請)のあった -----
 について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
 不支給

理 由 -----

受給権者の氏名 -----

一 遺族補償 ----- ()

平均給与額 ----- 円

1 遺族補償年金支給金額 ----- 円

(1) 年金証書の番号 ----- 第 ----- 号 -----

(2) 受給権者以外の遺族補償年金の
額の算定の基礎となる遺族の氏名 -----

(3) 支給開始年月 ----- 平成 ----- 年 ----- 月

2 遺族補償一時金支払金額 ----- 円

(1) 支払の場所及び方法 -----

(2) 支払日(振込日) ----- 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

二 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金

遺族特別支給金 ----- 円

遺族特別援護金 ----- 円

遺族特別給付金(年金・一時金) ----- 円

1 支払の場所及び方法(一時金) -----

遺族特別支給金 } 支払日(振込日) ----- 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

遺族特別援護金 }
 遺族特別給付金(一時金) }

3 遺族特別給付金(年金)支給開始年月 ----- 平成 ----- 年 ----- 月

三 その他 -----

遺族補償
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金

決定通知書

郵定 番号	
----------	--

平成 年 月 日

----- 照 -----

地方公務員災害補償基金 支部長 印

遺族補償
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金

の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求(申請)のあった -----
 について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
 不支給

理 由 -----

受給権者の氏名 -----

一 遺族補償 ----- ()

平均給与額 ----- 円

1 遺族補償年金支給金額 ----- 円

(1) 年金証書の番号 ----- 第 ----- 号 -----

(2) 受給権者以外の遺族補償年金の
額の算定の基礎となる遺族の氏名 -----

(3) 支給開始年月 ----- 平成 ----- 年 ----- 月

2 遺族補償一時金支払金額 ----- 円

(1) 支払の場所及び方法 -----

(2) 支払日(振込日) ----- 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

二 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金

遺族特別支給金 ----- 円

遺族特別援護金 ----- 円

遺族特別給付金(年金・一時金) ----- 円

1 支払の場所及び方法(一時金) -----

遺族特別支給金 } 支払日(振込日) ----- 平成 ----- 年 ----- 月 ----- 日

遺族特別援護金 }
 遺族特別給付金(一時金) }

3 遺族特別給付金(年金)支給開始年月 ----- 平成 ----- 年 ----- 月

三 その他 -----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1. この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2. 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3. 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

【注意事項】

記の一の「平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項又は規則第3条第6項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。

〔注意事項〕

記の一の「平均給与額」の欄の（ ）内の額は、平均給与額が法第2条第11項又は規則第3条第6項の規定により定められたものである場合について、同項の規定の適用がなかったものとした場合における平均給与額である。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕

様式第33号

障害補償年金差額一時金
障害差額特別給付金

決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿
地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償年金差額一時金
障害差額特別給付金 の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求（申請）のあった障害補償年金差額一時金及び障害差額特別給付金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
不支給
理 由

受給権者の氏名

- 1 年金証書の番号 第 _____ 号
- 2 平均給与額 _____ 円
- 3 障害等級 _____ 第 _____ 級
- 4 支給金額 障害補償年金差額一時金 _____ 円
障害差額特別給付金 _____ 円
- 5 支払の場所及び方法
- 6 支払日（振込日） 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 7 その他

様式第33号

障害補償年金差額一時金
障害差額特別給付金

決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿
地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償年金差額一時金
障害差額特別給付金 の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求（申請）のあった障害補償年金差額一時金及び障害差額特別給付金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給
不支給
理 由

受給権者の氏名

- 1 年金証書の番号 第 _____ 号
- 2 平均給与額 _____ 円
- 3 障害等級 _____ 第 _____ 級
- 4 支給金額 障害補償年金差額一時金 _____ 円
障害差額特別給付金 _____ 円
- 5 支払の場所及び方法
- 6 支払日（振込日） 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 7 その他

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（ この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 ）

(教 示)

1 この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

（ この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 ）

様式第34号

障害補償年金前払一時金決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿
地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償年金前払一時金の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求のあった障害補償年金前払一時金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 支給
- 不支給
- 理由

受給権者の氏名

- 1 年金証書の番号 第 _____ 号
- 2 平均給与額 _____ 円
- 3 障害等級 第 _____ 級
- 4 支給金額 _____ 円
- 5 支払の場所及び方法 _____
- 6 支払日(振込日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 7 その他 _____

様式第34号

障害補償年金前払一時金決定通知書

認定
番号

平成 年 月 日

----- 殿
地方公務員災害補償基金 支部長 印

障害補償年金前払一時金の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求のあった障害補償年金前払一時金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 支給
- 不支給
- 理由

受給権者の氏名

- 1 年金証書の番号 第 _____ 号
- 2 平均給与額 _____ 円
- 3 障害等級 第 _____ 級
- 4 支給金額 _____ 円
- 5 支払の場所及び方法 _____
- 6 支払日(振込日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 7 その他 _____

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第35号

遺族補償年金前払一時金決定通知書

	認定 番号	
平成 年 月 日		
----- 殿		
地方公務員災害補償基金 支部長 印		
遺族補償年金前払一時金の決定について		
平成 年 月 日付けをもって請求のあった遺族補償年金前払一時金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給		
<input type="checkbox"/> 不支給		
理由	----- ----- -----	
受給権者の氏名		
1 年金証書の番号	第	号
2 平均給与額		円
3 支給金額		円
4 支払の場所及び方法	-----	
5 支払日(振込日)	平成	年 月 日
6 その他	----- ----- -----	

様式第35号

遺族補償年金前払一時金決定通知書

	認定 番号	
平成 年 月 日		
----- 殿		
地方公務員災害補償基金 支部長 印		
遺族補償年金前払一時金の決定について		
平成 年 月 日付けをもって請求のあった遺族補償年金前払一時金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給		
<input type="checkbox"/> 不支給		
理由	----- ----- -----	
受給権者の氏名		
1 年金証書の番号	第	号
2 平均給与額		円
3 支給金額		円
4 支払の場所及び方法	-----	
5 支払日(振込日)	平成	年 月 日
6 その他	----- ----- -----	

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号

年金たる補償の年金額改定通知書
年金たる特別給付金

認定
番号

平成 年 月 日

殿

地方公務員災害補償基金
支部長 印

補償年金の年金額の改定について（通知）
特別給付金

標記について、下記のとおり改定したので、通知します。

記

- 1 受給権者の氏名 _____
- 2 年金証書の番号 第 _____ 号
- 3 改定後の ____ 補償年金額 _____ 円
- 4 改定後の ____ 特別給付金年金額 _____ 円
- 5 支給開始年月
 _____ 補償年金 平成 _____ 年 _____ 月
 _____ 特別給付金 平成 _____ 年 _____ 月
- 6 改 定 事 由 _____

様式第36号

年金たる補償の年金額改定通知書
年金たる特別給付金

認定
番号

平成 年 月 日

殿

地方公務員災害補償基金
支部長 印

補償年金の年金額の改定について（通知）
特別給付金

標記について、下記のとおり改定したので、通知します。

記

- 1 受給権者の氏名 _____
- 2 年金証書の番号 第 _____ 号
- 3 改定後の ____ 補償年金額 _____ 円
- 4 改定後の ____ 特別給付金年金額 _____ 円
- 5 支給開始年月
 _____ 補償年金 平成 _____ 年 _____ 月
 _____ 特別給付金 平成 _____ 年 _____ 月
- 6 改 定 事 由 _____

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教 示)

1 この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金 支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした処分の取消しの訴えは、不服申立ての前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、支部審査会に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対する再審査請求をした後でなければ提起できません。

2 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分の取消しの訴えは、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、又は②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。また、①本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他支部審査会及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、支部審査会及び審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) この通知書は、年金証書と一緒に保管してください。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕

(注) この通知書は、年金証書と一緒に保管してください。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出を
することができます。 〕

様式第47号

福祉事業（奨学援護金）申請書

		認定番号		
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		申請年月日 平成 年 月 日
下記の奨学援護金の支給を申請します。		申請者の住所		申請者の住所
		氏名		氏名
1 申請する者事に項関	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (傷病等級第 号)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金 (障害等級第 号)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
2 在学者等に関する事項	氏名			
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
	住所			
	申請者との続柄			
	学校等の名称			
	学年	第 学年	第 学年	第 学年
	学校等の所在地			
備考				
* 3 承認・不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
* 4 支給開始年月	年 月	年 月	年 月	
* 5 支給月額	円	円	円	
6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行 支店	* 受理 平成 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		* 承認 平成 年 月 日
		口座番号		* 通知 平成 年 月 日
	預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	* 承認金額 円
その他				

〔注意事項〕裏面参照。

様式第47号

福祉事業（奨学援護金）申請書

		認定番号		
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		申請年月日 平成 年 月 日
下記の奨学援護金の支給を申請します。		申請者の住所		申請者の住所
		氏名		氏名
1 申請する者事に項関	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (傷病等級第 号)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金 (障害等級第 号)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
2 在学者等に関する事項	氏名			
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
	住所			
	申請者との続柄			
	学校等の名称			
	学年	第 学年	第 学年	第 学年
	学校等の所在地			
備考				
* 3 承認・不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
* 4 支給開始年月	年 月	年 月	年 月	
* 5 支給月額	円	円	円	
6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行 支店	* 受理 平成 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		* 承認 平成 年 月 日
		口座番号		* 通知 平成 年 月 日
	預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	* 承認金額 円
その他				

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に基金支部に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものであること。）
 - (2) 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類
 - (3) 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類
- 3 「年金証書の番号」の項は、この申請書を年金たる補償の請求書と同時に提出する場合は記入する必要はないこと。
- 4 新たに在学者等となった者がある場合は、この申請書により申請すること。この場合、「備考」の項に、その理由等を記入すること。
- 5 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

〔注意事項〕

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に基金支部に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 在学者等（義務教育学校の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものであること。）
 - (2) 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類
 - (3) 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類
- 3 「年金証書の番号」の項は、この申請書を年金たる補償の請求書と同時に提出する場合は記入する必要はないこと。
- 4 新たに在学者等となった者がある場合は、この申請書により申請すること。この場合、「備考」の項に、その理由等を記入すること。
- 5 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第52号

奨学援護金の支給に係る現状報告書

認定番号				
地方公務員災害補償基金.....支庁長...殿 下記のとおり奨学援護金の支給に係る現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所..... 氏 名..... 印				
1. 報告者の受けている年金たる補償の種類 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償年金			2. 年金証書の番号 第 号	
3 在 学 者 等 に 関 する 事 項	氏 名			
	生 年 月 日	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生
	住 所			
	報告者との続柄			
	学校等の名称			
	学校等の所在地			
	入 学 等 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
	学 年	第 学年	第 学年	第 学年
	卒業等予定年月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
	報告者との生計同一関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
支給事由消滅年月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	
支給事由が消滅した理由	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	
4. 特記事項				
5. 添付書類 <input type="checkbox"/> 在学証明書等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類				

〔注意事項〕裏面参照。

様式第52号

奨学援護金の支給に係る現状報告書

認定番号				
地方公務員災害補償基金.....支庁長...殿 下記のとおり奨学援護金の支給に係る現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所..... 氏 名..... 印				
1. 報告者の受けている年金たる補償の種類 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償年金			2. 年金証書の番号 第 号	
3 在 学 者 等 に 関 する 事 項	氏 名			
	生 年 月 日	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生
	住 所			
	報告者との続柄			
	学校等の名称			
	学校等の所在地			
	入 学 等 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
	学 年	第 学年	第 学年	第 学年
	卒業等予定年月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
	報告者との生計同一関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
支給事由消滅年月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	
支給事由が消滅した理由	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他 (内容)	
4. 特記事項				
5. 添付書類 <input type="checkbox"/> 在学証明書等（義務教育学校の在学者を除く。） <input type="checkbox"/> 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類				

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「4 特記事項」の項には、在学者等に関し、最近1年間において、停学、休学、留年等特記すべき事項がある場合に記入すること。
- 3 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、年金たる補償の受給権者の定期報告に添付する書類と重複するものについては、添付する必要はないこと。また、(2)の書類については、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。
 - (1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものであること。）
 - (2) 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
- 4 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

〔注意事項〕

- 1 該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「4 特記事項」の項には、在学者等に関し、最近1年間において、停学、休学、留年等特記すべき事項がある場合に記入すること。
- 3 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、年金たる補償の受給権者の定期報告に添付する書類と重複するものについては、添付する必要はないこと。また、(2)の書類については、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。
 - (1) 在学者等（義務教育学校の在学者を除く。）の在学又は在籍を証明する書類（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の在籍者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものであること。）
 - (2) 報告者と在学者等が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
- 4 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

補償の請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程 参照条文

【行政不服審査法関係】

- 地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）……………1
- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）（抄）……………2
- 行政不服審査法（平成二十六年六月十三日法律第六十八号）（抄）……………2
- 行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三百九十号）……………3
- 行政事件訴訟法（昭和三十七年五月十六日法律第三百二十九号）（抄）……………3

【住民基本台帳法関係】

- 住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抄）……………5
- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年二月十二日総務省令第十三号）（抄）……………6
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）……………7
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第七十一号）……………7
- 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）……………8

【学校教育法改正関係】

- 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）……………9
- 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号）（抄）……………9

【行政不服審査法関係】

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）

（審査請求等）

第五十一条（略）

- 2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 4 第一項及び第二項の審査請求並びに前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 5 第一項及び第二項の審査請求並びに第二項又は第三項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）が適用されるものとする。

（不服申立ての前置）

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。
- 二 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）（抄）

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第五十一条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「その決定」を「その裁決」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第三項中「決定」を「裁決」に、「みなして、審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第四項中「前二項」を「同項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 審査会及び支部審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第五十六条の見出しを「（審査請求の前置）」に改め、同条中「又は再審査請求」を削り、「審査会」の下に「又は支部審査会」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

○行政不服審査法（平成二十六年六月十三日法律第六十八号）（抄）

（審査請求期間）

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3 （略）

（再審査請求期間）

第六十二条 再審査請求は、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正

当な理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(略)

○行政不服審査法の施行期日を定める政令(平成二十七年政令第三百九十号)

内閣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
行政不服審査法の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

○行政事件訴訟法(昭和三十七年五月十六日法律第三百三十九号)(抄)

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(出訴期間)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができるときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

【住民基本台帳法関係】

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抄）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二八号） 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 （略）

別表第一 (第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係)

二十三 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年二月十二日総務省令第十三号)(抄)

(法別表第一の総務省令で定める事務)

第一条 住民基本台帳法(以下「法」という。)別表第一の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

1 23 (略)

24 法別表第一の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 六 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

25 135 (略)

附則(平成二十七年九月三〇日総務省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第百七十一号）

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（未支給の保険給付）

第十条（略）

2（略）

3 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

- 一 受給権者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二・三（略）

4・5（略）

附則（平成二十七年九月二十九日厚生労働省令第一五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

【学校教育法改正関係】

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ （略）

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号）（抄）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一条、第四条第一項第三号及び第六条ただし書中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十七条第一項中「これを小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第二項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加える。

（略）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。(略)